

埼玉県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業補助金交付要綱

(通則)

- 1 埼玉県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第 6 号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、小児慢性特定疾病に罹患している児童等の健全育成を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、「埼玉県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱」に基づき、市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
ア 別表の第 1 欄に定める基準額と、第 2 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を選定する。
イ アにより選定された額に第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の支払)

- 5 この補助金は概算払いとすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合に

は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間及び規則第 19 条の規定により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(交付申請)

- 7 規則第 4 条第 1 項に定める申請書の提出期限及び様式は、別途、定めるものとする。

(変更交付申請)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条の規定に準じて行うものとする。

(交付決定)

- 9 規則第 5 条第 1 項に定める交付決定は、別紙様式 2 により行う。

(実績報告)

- 10 規則第 13 条に定める報告書の提出日及び様式は、別途、定めるものとする。

(交付確定)

- 11 規則第 14 条に定める補助金の額の確定は、別紙様式 3 により行う。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。